



栃木県公報

平成30年
2月2日(金)
号外
第4号

目次 規則

○栃木県財務規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第一号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年二月二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成七年栃木県規則第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(調定)</p> <p>第三十七条 略</p> <p>2 課長又は公所の長は、会計管理者若しくは出納員若しくは現金取扱員から収納済の通知を受けた場合、又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）から歳入金が収納された旨の報告を受けた場合において、前項の規定による調定がなされていないときは、速やかに調定しなければならない。</p> <p>(納入の通知)</p> <p>第四十条 略</p> <p>2 課長又は公所の長は、前項本文の場合において、次に掲げる歳入のうちその性質上納入通知書により難しい歳入については、口頭、掲示その他の方法により納入の通知をすることができる。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 電子情報処理組織を使用して行う申請と併せて納付される手数料</p> <p>五 略</p> <p>(納付の場所)</p> <p>第四十二条 課長又は公所の長は、納入通知書により納入の通知をする場合には、法令、契約等に別の定めがあるものを除き、指定金融機関等</p>	<p>(調定)</p> <p>第三十七条 略</p> <p>2 課長又は公所の長は、会計管理者又は出納員若しくは現金取扱員から収納済の通知を受けた場合</p> <p>.....</p> <p>.....において、前項の規定による調定がなされていないときは、速やかに調定しなければならない。</p> <p>(納入の通知)</p> <p>第四十条 略</p> <p>2 課長又は公所の長は、前項本文の場合において、次に掲げる歳入のうちその性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法により納入の通知をすることができる。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 略</p> <p>(納付の場所)</p> <p>第四十二条 課長又は公所の長は、納入通知書により納入の通知をする場合には、法令、契約等に別の定めがあるものを除き、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関（以下「指定金</p>

を納付場所とするものとする。
 2 略

(収納済の通知)

第五十五条 会計管理者は、指定金融機関等から歳入金が収納された旨の報告を受けたときは、収納状況一覧表により課長又は公所の長に通知するものとする。

「金融機関等」といふ。)を納付場所とするものとする。
 2 略

(収納済の通知)

第五十五条 会計管理者は、指定金融機関から歳入金が収納された旨の報告を受けたときは、収納状況一覧表により課長又は公所の長に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成三十年二月五日から施行する。

(会計管理課)